



就職や転勤、就学などで異動する方が多い年度末・年度初めに 市役所臨時土曜開庁を行います

通常の休日開庁課に加え、**高齢者福祉課・障がい福祉課・水道課・学校教育課**も開庁します(通常の土曜開庁と業務時間延長は、P23をご覧ください)。

【臨時開庁日】

3月29日(土)

4月5日(土)

いずれも午前8時30分～
午後5時15分

■ 臨時開庁課一覧

開庁課(市外局番049)		主な取扱業務
市役所本庁舎1階	市民課 市民係 ☎252-7110 戸籍係 ☎252-7111 マイナンバーカード交付係 ☎293-9007	<ul style="list-style-type: none"> 住民異動の届出(転入、転出、転居など) 特別永住者証明書交付に関する手続き 戸籍に関する届出(出生、婚姻、離婚、死亡など) 印鑑登録に関する手続き 住民票、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書などの発行 ※4月5日(土)は、広域交付の戸籍証明書などは発行できません。 マイナンバーカードの申請、交付、住所変更などの手続き パスポートの交付(午前9時～午後4時30分) ※申請はできません。
	保険年金課 健康保険係 ☎252-7112 国保税係 ☎252-7113 後期高齢者医療係 ☎252-7114	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療の届出(取得・喪失など) 後期高齢者医療保険料の納付・納付相談 国民年金の届出(加入、資格変更、免除申請など) 国民健康保険税に関する相談・申告の受付
	税務課 諸税係 ☎252-7115 市民税係 ☎252-7116 家屋係 ☎252-7117 土地係 ☎257-6436	<ul style="list-style-type: none"> 課税証明書、非課税証明書、評価証明書、公課証明書などの発行 原付バイクなどの登録・廃車 市民税、固定資産税に関する相談
	収税課 管理グループ ☎252-7118 徴収・処分グループ ☎252-7119	<ul style="list-style-type: none"> 税の納付・納税相談、口座振替納付の申請受付(市税、国民健康保険税) 納税証明書の発行
	子育て支援課 ☎252-7104	<ul style="list-style-type: none"> こども医療費、ひとり親家庭等医療費の申請受付 児童手当、児童扶養手当の申請受付
	保育課 保育係 ☎252-7105 放課後児童係 ☎252-7136	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、放課後児童クラブなどの入退所の申請受付 保育料、放課後児童クラブ保護者負担金の納付・納付相談
	高齢者福祉課 介護保険係 ☎252-7107 高齢者支援係 ☎252-7108	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の届出(取得・喪失など) 要介護認定の申請受付 介護保険料の納付・納付相談 高齢者向けサービスの申請受付・相談
	障がい福祉課 給付係 ☎257-6114 相談支援係 ☎252-7106	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付 ※療育手帳の申請は、後日面談が必要な場合があります。 自立支援医療(精神通院)、重度心身障害者医療費の申請受付
	学校教育課 ☎☎626	<ul style="list-style-type: none"> 転入、転居に伴う学校関係の手続き(本庁舎1階の窓口で受け付けます) ※相談内容によっては、後日面談が必要な場合があります。
	分館2階 水道課 (水道お客様センター) ☎252-7123 ☎252-7124	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の納付 転入時の使用開始、転出時の使用中止の受付 ※受付場所：水道お客様センター

※詳しい業務内容は、市ホームページをご覧ください。各開庁課にお問い合わせください。

※ほかの市区町村などへの確認が必要な場合は、手続きや証明書などの交付ができないことがあります。詳しくは事前にお問い合わせください。





2025年春 びん沼パークゴルフ大会を開催します

県内最大級のパークゴルフ場があるびん沼自然公園でパークゴルフ大会を開催します。1～5位の表彰や参加賞などもあります。

とき 3月12日(水)午前9時から

場所 びん沼自然公園 **対象** 18歳以上の方

競技方法 個人戦・18ホールストロークプレー・カウントバック方式

定員 80人(申込順)

費用 1,100円

申込 3月5日(水)までに窓口で

問・申込先 びん沼自然公園管理事務所 ☎049-257-8484



令和6年10月改正に伴う申請の期限は3月31日まで 児童手当の申請をお忘れなく

児童手当法の改正により、次に該当する方は申請が必要です。申請が必要と思われる方には令和6年8月にお知らせを送付していますので、忘れずに申請してください。

申請が必要な方

- 高校生年代の子どもを養育している方
- 所得上限額超過により令和6年9月分の児童手当を受給していない方
- 児童手当を受給中で22歳の年度末までの子どもを3人以上養育し、その中に大学生年代の子どもがいる方

申請期限 3月31日(月)(必着)

※申請期限を過ぎた場合は、令和6年10月分からさかのぼって支給を受けることはできません。

問・申請先 子育て支援課 ☎049-252-7104

※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

【児童手当の支給額など】

詳しくは
こちら▶



年齢	支給額	
3歳未満	15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	
大学生年代	児童手当上の子どもの数(多子加算)のカウント対象 ※児童手当は支給対象外	

※支給金額(一度に2か月分を支給)に相違がある場合は、手続きが必要な可能性がありますので、お問い合わせください。

平成15年4月2日以降生まれの子どもを3人以上養育している方へ

児童手当支給対象(平成19年4月2日以降生まれ)の子どもがいる方は、次に該当する場合も申請が必要です。

申請が必要な方

平成15年4月2日以降生まれの子どもを3人以上養育し、次のいずれかに該当する方

- 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの子どもを4月以降も経済的な負担をする方(進学・就職問わず)
平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの子どもがいる方へ、3月上旬までにお知らせを送付します。
- 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子どもが22歳の年度末よりも前に卒業する方(大学生年代で短期大学や専門学校などに通う方)
事前に令和7年3月卒業の申し出があった方へ、3月上旬までにお知らせを送付します。

申請期限 4月16日(水)(必着)

※申請期限を過ぎた場合は、申請の翌月分から手当額に反映されます。



多子加算対象となる大学生年代の子どもが受給者の養育から離れたときや大学などの退学時は、事由の発生した日の翌日から数えて15日以内に申請が必要です。

申請が遅れた、または申請されなかったことで手当の過払いが生じた場合、**支給額を返還**していただく可能性がありますのでご注意ください。



医療機関や高齢者の介護保険事業所などが検索できるシステムを公開

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療機関や介護保険事業所などが検索できる「医療・介護・地域資源情報提供システム」を開発しました。スマートフォンなどからどなたでも無料で利用できますので、ご活用ください。

対象地域 富士見市、ふじみ野市、三芳町

掲載情報 医療機関（薬局含む）、介護保険サービス事業所や居宅介護支援事業所などの介護施設、集いの場所（サロン、パワーアップ体操クラブなど）、そのほか日常生活や身の周りの支援に関するサービスや情報など

問 高齢者福祉課 ☎049-252-7108

詳しくはこちら▼



令和6年度住民税非課税世帯等 物価高騰重点支援給付金(追加給付)

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和6年度住民税非課税世帯等に対し給付金を支給します。また、18歳以下の子どもがいる世帯には加算して支給します。

対象の方にはお知らせを順次送付します。

支給額 3万円+18歳以下の子ども1人あたり2万円(こども加算)

対象世帯 次の全てに該当する世帯

- 令和6年12月13日時点で本市に住民票がある世帯
- 世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯

こども加算の対象 平成18年4月2日～令和7年7月31日生まれの子ども

※令和6年12月14日以降に生まれた子どもおよび別世帯で扶養している子ども分は申請書の提出が必要です。

申請期限 7月31日(木)(消印有効)

問・申請先 福祉政策課 ☎049-265-5033

詳しくはこちら▶



※住民税が課税されている方に扶養されている人のみからなる世帯などは対象外です。
※本給付金は差押禁止および非課税の対象です。



鶴瀬駅東口周辺の交通規制が変わります

市道第5212号線(県道三芳・富士見線から鶴瀬駅方面)について、道路整備工事完了に伴い、右図のとおり一方通行規制が解除されます。

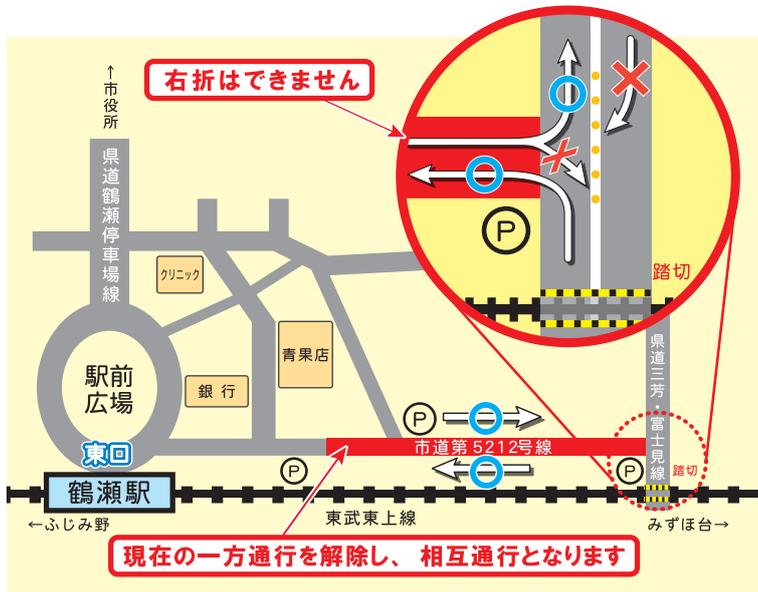
変更時期 3月下旬(予定)

※決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

問 鶴瀬駅周辺地区整備事務所

☎049-251-7317

詳しくはこちら▼





パスポートの発給手数料や交付までの日数などが変わります

国の制度改正に伴い、3月24日(月)からパスポートの発給手数料と申請から交付までの日数が変わります。

☎ 市民課 ☎049-252-7109

■ 県の発給手数料の変更

変更後の発給手数料

書面申請	オンライン申請
2,300円	1,900円

※前回申請時にパスポートを受け取らなかった方(未交付失効)は、上記手数料に2,000円加算されます。

【国発給手数料との合計】

5年旅券：書面申請11,300円、オンライン申請10,900円

10年旅券：書面申請16,300円、オンライン申請15,900円

■ 申請から交付までの日数の変更

偽造などの対策を強化し国立印刷局で集中作成するため、申請から交付までに2週間程度かかります。海外旅行・出張を予定されている方は早めに申請してください。

詳しくはこちら▶



オンライン申請が便利でお得

スマートフォンとマイナンバーカード(電子証明書が有効なもの)があれば24時間いつでも申請できます。

【オンライン申請のメリット】

来所は交付時のみで、3月24日(月)以降はより便利でお得になります。

- 発給手数料が400円お得
- 新規申請や記載事項変更などの手続きも申請できます。

詳しくはこちら▼



オンラインで転出届が提出できます

■ 転出自治体への来庁が原則不要に

マイナポータルで富士見市から転出する手続きを行った場合、市役所窓口や出張所への来庁が原則不要になります。

※転入先自治体の窓口(対面)での手続きは必要です。

詳しくはこちら▶



利用できる方

マイナンバーカード(電子証明書が有効なもの)をお持ちの方で、市外(国外を除く)に転出する方
※本人のほか、同一世帯の方の手続きも可能です。

利用できる期間

新住所に住み始める30日前から住み始めた日以後10日以内

☎ 市民課 ☎049-252-7110



マイナンバーPRキャラクター「マイナちゃん」



一部出張所に「昼の休業時間」を導入

4月1日(火)から、一部の出張所に昼の休業時間を導入します。昼の休業時間中は業務の取り扱いができませんので、ご理解とご協力をお願いします。

休業時間 正午～午後1時

出張所の業務案内▼

導入する出張所

- 南畑出張所 (☎049-251-2716)
- 水谷出張所 (☎049-251-0700)
- 水谷東出張所 (☎048-473-9226)

※みずほ台出張所・ふじみ野出張所は従来どおり業務を行います。

☎ 市民課 ☎049-252-7110



来庁不要な手続きもご活用ください

証明書の取得や市税などの納付は、便利なコンビニ二交付やコンビニ納付、口座振替、金融機関の窓口納付もできますので、ご活用ください。



◀ コンビニ交付について

市税などの納付方法について▶

